

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成30年12月14日（金曜日）

定期第 3047 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料  
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円  
(消費税・地方消費税・送料込み)  
本号一部三四五円(消費税及び地方消費税込み)

目次	ページ	
○告示		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定（環境農政・資源循環推進課）	647	特定非営利活動法人の定款の変更認証申請（政策・NPO協働推進課） 649
保安林の指定施業要件の変更予定（2件）（県西地域県政総合センター）	647	土地改良区役員退任届出（横須賀三浦地域県政総合センター） 649
道路の区域変更（県土整備・道路管理課）	648	大規模小売店舗の設置者等の変更の届出の概要（産業労働・商業流通課） 649
道路の供用開始（県土整備・道路管理課）	648	都市計画の図書の写しの縦覧（8件）（県土整備・都市計画課） 649
急傾斜地崩壊危険区域の指定（県土整備・砂防海岸課）	648	開発行為に関する工事の完了（県土整備・建築指導課） 650
○公告		

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム（URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

## 告 示

### 神奈川県告示第528号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域を次のとおり指定する。

平成30年12月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

指定番号	指定する区域	埋立地の区分
産廃一019	茅ヶ崎市下寺尾字東方1, 853番1、1, 853番3、1, 856番1、1, 857番、1, 858番、1, 858番2、1, 859番1、1, 859番2、1, 859番3、1, 859番4、1, 861番1、1, 861番2、1, 862番1、1, 862番2、1, 863番1、1, 863番2、1, 864番1、1, 864番2、1, 865番、1, 866番1、1, 867番1、1, 868番、1, 869番、1, 870番、1, 871番、1, 872番の一部、1, 887番イの一部、1, 889番の一部、1, 890番の一部、1, 891番、1, 892番、1, 893番、1, 894番、1, 895番、1, 896番、1, 897番、1, 898番1、1, 898番2、1, 899番1、1, 899番2、1, 900番1、1, 901番、1, 902番、1, 903番、1, 904番、1, 905番、1, 906番、1, 907番1、1, 907番2、1, 907番3、1, 908番、1, 914番23、1, 914番24、1, 914番25、1, 914番26、1, 914番27、1, 914番28、1, 920番1の一部、1, 872番地先及び1, 920番1地先	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号及び第3号イ廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号

### 神奈川県告示第529号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年12月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
足柄下郡湯河原町宮下字旭ヶ窪716の2（次の図に示す部分に限る。）
  - 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 変更後の指定施業要件
    - 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
旭ヶ窪716の2（次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課及び湯河原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 神奈川県告示第530号

発行  
横浜市中央区日本大通一  
神奈川県政策局政策部政策法務課  
電話横浜（〇四五）二一〇一一一

印刷  
横浜市鶴見区矢向三一一五一一七  
野崎印刷紙器株式会社  
電話横浜（〇四五）五七一三五〇八

この公報は再生紙を使用しています

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年12月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
足柄下郡湯河原町宮下字旭ヶ窪716の1・716の2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課及び湯河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

神奈川県告示第531号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県横須賀土木事務所において、平成30年12月14日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成30年12月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 道路の種類  
県道
- 2 路線名  
横須賀三崎
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	敷地の延長
横須賀市山科台100番から	旧	25.7メートルから	32メートル
同 1,989番2まで		31.6メートルまで	
同	新	21.8メートルから	同
		31.6メートルまで	

神奈川県告示第532号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、

次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県平塚土木事務所において、平成30年12月14日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成30年12月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 道路の種類及び路線名  
県道上粕屋厚木
- 2 供用開始の区間  
伊勢原市西富岡字長竹981番15地先から  
同 1,041番8地先まで
- 3 供用開始の日  
平成30年12月14日

神奈川県告示第533号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成30年12月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 区域の名称  
高尾地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域  
次に掲げる土地に存する標柱第1号と第2号を大井町道537号線に沿って結んだ線、標柱第2号と第3号を結んだ線、標柱第3号と第4号を大井町道536号線に沿って結んだ線、標柱第4号から第10号までを順次結んだ線、標柱第10号と第11号を県道平塚松田に沿って結んだ線及び標柱第11号と第1号を結んだ線によって囲まれた区域(次の図に示す部分に限る。)

標柱番号	所 在 及 び 地 番
第 1 号	足柄上郡大井町高尾字下庭292番
第 2 号	同 293番1
第 3 号	同 300番
第 4 号	同 302番2
第 5 号	同 304番
第 6 号	同 306番
第 7 号	同 252番
第 8 号	同 257番1
第 9 号	同 258番
第 10 号	同 260番1
第 11 号	同 287番1地先

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下

水道部砂防海岸課及び神奈川県西土木事務所において一般の縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更認証申請がありましたので、次のとおり公告します。

平成30年12月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成30年12月5日	特定非営利活動法人VIDA	嶋村 仁美	中郡大磯町生沢379番地11	この法人は、日本の将来を担う子ども達を主とした地域の方々に対し、野外体験活動や健康づくり、教養を身につける学習に関する事業を行うとともに、被災された地域の主として子ども達に対し、災害支援に関する事業を行い、子ども達の「主体性」の向上、「協力と共有」を大切にする心の醸成とともに、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

三浦市金田太々久保土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出がありました。

平成30年12月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

退任した役員の住所及び氏名

役員の別	住 所	氏 名
理 事	三浦市南下浦町金田1, 114番地	岩 崎 由 弘

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県西地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、平成30年12月14日から平成31年4月15日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、平成30年12月14日から平成31年4月15日までに知事に意見書を提出できます。

平成30年12月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社ビックライズホールディングス  
横浜市中区本牧間門 8 の 27  
代表取締役 中嶋 哲夫

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライズモール中井町  
足柄上郡中井町井ノ口1, 846の6ほか

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変 更 前	変 更 後
(仮称)足柄上郡中井町複合店舗計画	ライズモール中井町

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

変 更 前	変 更 後
株式会社ビック・ライズ 横浜市青葉区柿の木台1の16 代表取締役 中嶋 哲夫 ほか未定	株式会社ビック・ライズ 横浜市青葉区柿の木台1の16 代表取締役 中嶋 哲夫 ほか1者

4 変更の年月日

平成28年9月30日

5 届出年月日

平成30年11月27日

都市計画法第20条第1項の規定により川崎市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

平成30年12月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 川崎都市計画特別緑地保全地区電車山特別緑地保全地区
- (2) 同 上麻生仲村特別緑地保全地区

2 縦覧場所

神奈川県国土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により川崎市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

平成30年12月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画用途地域  
 2 縦覧場所  
 神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により川崎市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。  
 平成30年12月14日  
 神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
川崎都市計画高度地区
- 2 縦覧場所  
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により川崎市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。  
 平成30年12月14日  
 神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
川崎都市計画特別緑地保全地区黒川腰巻特別緑地保全地区
- 2 縦覧場所  
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により川崎市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。  
 平成30年12月14日  
 神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
川崎都市計画生産緑地地区
- 2 縦覧場所  
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により平塚市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。  
 平成30年12月14日  
 神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
平塚都市計画生産緑地地区
- 2 縦覧場所  
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第

1項の規定により秦野市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

平成30年12月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
秦野都市計画生産緑地地区
- 2 縦覧場所  
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により南足柄市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。  
 平成30年12月14日  
 神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
南足柄都市計画生産緑地地区
- 2 縦覧場所  
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年12月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市国分南2-1,579の1
開発区域の面積	556.25平方メートル
開発許可を受けた者の住所	海老名市国分南2-38の19
開発許可を受けた者の氏名	石原 広隆
開発許可年月日及び許可番号	平成30年4月17日 神奈川県指令厚土東第610004号

2

開発区域に含まれる地域の名称	高座郡寒川町岡田1,153の1ほか5筆
開発区域の面積	1,051.75平方メートル
開発許可を受けた者の住所	横浜市泉区緑園5-29の2
開発許可を受けた者の氏名	株式会社都市建設 代表取締役 榎本 邦浩
開発許可年月日及び許可番号	平成30年8月17日 神奈川県指令平土第610033号